

国立大学法人信州大学と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構との
連携大学院教育の実施に関する協定書

信州大学大学院総合医理工学研究科並びに総合理工学研究科（以下「大学」という。）と国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、これまで大学及び機構が行ってきた教育研究協力の成果を踏まえ、連携大学院方式による協力を行うこととし、大学における教育研究活動のより一層の充実と、大学に所属する大学院生（以下「学生」という。）の資質の向上を図るとともに、機構の研究活動を推進し、その成果・普及を更に促進することによりわが国における宇宙科学及び宇宙航空技術分野の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（連携教員の職務等）

- 第1条 連携教員は機構に属する者で、その身分を保有したまま、学生に対して研究指導を主指導教員として行う者をいう。
- 2 連携教員は、大学の要請に応じて、機構において適当と認める場合は、機構の定める諸規定の範囲内で、学生に対し研究指導及び学位論文の審査（以下「教育研究指導等」という。）を行うものとする。
 - 3 連携教員の、機構における本務に支障を生じさせないこと。
 - 4 連携教員には、大学の管理運営に関する業務に従事させず、かつ責任を負わせないこと。
 - 5 連携教員が教育研究指導等を担当できる学生は、原則として連携教員1名あたり毎年度若干名とする。
 - 6 連携教員の任期は1年とするが、原則として教育研究指導等を受ける学生が所定の課程を修了するまで年度毎に更新できるものとする。
 - 7 連携教員は、教育研究指導等について大学の要請に応じ、機構において必要と認めた場合には、大学の会議に出席することができる。

（委嘱）

- 第2条 大学は、機構と協議の上、連携教員を大学の定めるところにより、特任教員として委嘱する。
- 2 特任教員への委嘱手続きについては、大学及び機構の所定の人事手続きに即して行うものとする。

（給与等）

- 第3条 大学は、連携教員には給与を支給しない。

（副指導教員の職務等）

- 第4条 副指導教員は大学の教員のうち、連携教員の業務を補佐し、あわせて学生の修学に関

- することをを行うため、連携教員が属する本大学大学院の研究科の長が指名した者をいう。
- 2 大学は、当該研究科において研究指導の認定を受けた教員の中から、少なくとも1名以上の副指導教員を置くものとする。
 - 3 副指導教員は、連携教員と協力して、学生の教育研究指導等に関し、補完的役割を果たすものとする。また、学生に対する修学上のガイダンス及び学生生活の支援を行うものとする。

(連携教員及び副指導教員の資格)

第5条 連携教員及び副指導教員となることのできる者は、学生に係る研究指導について、大学の研究科委員会が行う教員資格審査により、大学院設置基準（昭和49年6月文部省令第28号）第9条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者とする。

(学生の修学等)

- 第6条 学生の修学方法等については、信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第2号）及び総合医理工学研究科規程並びに総合理工学研究科規程のほか、大学の規則の定めるところによる。
- 2 機構において教育研究指導等を受ける学生は、修士課程又は博士後期課程相当の修了に必要な授業科目（研究指導科目を除く。）を原則として大学で履修する。

(経費の負担)

- 第7条 大学は、大学の予算の範囲内において連携教員の学生への教育研究指導等に要すると判断される経費（物品費、消耗品費及び旅費をいう。）を負担する。
- 2 連携教員が機構において学生の教育研究指導等を行う場合の施設・設備の使用料、光熱水料等は原則として無償とする。

(機構における教育研究指導等)

- 第8条 連携教員が機構の施設において教育研究指導等を行う場合は、機構の定める諸規定の範囲内で行うものとする。この場合、機構は学生に対して機構の定めるところにより保有する施設・設備の使用に係る安全教育等の研修を行うものとする。
- 2 機構において教育研究指導等を受ける際の学生の身分は、機構の定めるところによる。
 - 3 機構において教育研究指導等を受ける学生は、機構内において知り得た研究上の秘密、技術上の秘密その他の秘密を第三者に漏洩してはならない。
 - 4 大学は、機構において教育研究指導等を受ける学生に対し、前項に定める秘密の保持のほか、機構の定める諸規定の遵守を義務付けるものとする。
 - 5 機構における学生の教育研究指導等に関し支障を生じた場合には、大学と機構が協議して対処するものとする。

(研究成果の公表)

第9条 学生が機構において教育研究指導等を受けて得た研究成果は、大学が定める教育課程

の範囲内のものにあつては、前条第3項における秘密保持に関する規定及び次条に定める知的財産権を侵害しない限りにおいて、原則として公表できるものとする。ただし、あらかじめその公表内容について連携教員と協議するものとする。

- 2 前項に定めるほか、研究成果の公表に関する個々の案件については、大学と機構との協議により定める。

(知的財産権の帰属等)

- 第10条 学生が、機構から教育研究指導等を受けた内容に関し受入期間中又は受入期間終了後に特許権の対象となる発明、実用新案権の対象となる考案、意匠権の対象となる創作、育成者権の対象となる品種の育成、プログラムの著作物又はデータベースの著作物の作成又は回路配置の創作（以下「発明等」という）を行った場合には、大学は学生に遅滞なく機構に届け出るよう措置するものとする。
- 2 学生が行った発明等が、次項の各号に該当せず、単独で行ったものと認められる場合は、当該学生が単独で権利を有するものとする。
 - 3 学生が行った発明等が以下のいずれかに該当する場合は、機構は学生と権利の持分等について協議を行い、大学はそれを支援するものとする。
 - (1) 当該学生が所属する機構の研究室における研究に関する場合。
 - (2) 機構の役職員と共同して行われた場合。
 - (3) 機構において得られた知識又は情報を基に行われた場合。
 - 4 前項において、学生が特に反対の意思表示を行わないときは、機構が定める報奨金を支払うことにより学生の特許を受ける権利又は特許権を機構が承継することができる。
 - 5 前各項に定めるほか、本協定の実施に関連して生じた知的財産権に係る権利の取扱いは大学と機構との協議により定める。

(守秘義務)

- 第11条 大学及び学生は、受入期間中に知り得た機構及び機構に関係する第三者の秘密に属する事項について、受入期間中はもとより、受入期間終了後もこれを漏らしてはならないものとする。
- 2 前項を遵守するため、大学は学生を指導するものとする。

(学生の災害事故等の対処)

第12条 機構において学生が関与する事故が生じた場合は、事故発生の状況等について遅滞なく機構から大学に報告するとともに、必要に応じ、調査の上、大学と機構が協議して対処するものとする。

(賠償責任)

第13条 機構は、本協定に基づく受入れにおいて、指導中の役職員の故意又は重過失により、大学又は学生に損害を与えた場合に、賠償責任を負う。

2 学生が、本協定に基づく受入れに関して、機構又は機構の役職員に対して損害を与えた場合には、次条に定める保険により賠償させるものとする。保険では填補されない損害が、当該学生の故意又は重過失によるものであるときは、当該損害全額について学生は賠償する責任を負い、大学はこれを連帯して保証する。

3 学生が、本協定に基づく受入れに関して、機構及び機構の役職員以外の第三者に損害を与えたときは、原則として学生が責任を負い、対応するものとする。また、大学はこれを連帯して保証する。但し、損害の発生が機構の指示に起因するときは、この限りではない。

(学生の保険加入の義務)

第 14 条 大学は、学生に、あらかじめ、機構の指定する保険金額以上の、学生自身の傷害又は死亡、及び機構並びに機構職員を含む第三者の生命、身体及び財産への損害を補償する、受入期間中有効な保険に加入させなければならない。また、受入れにあたって、あらかじめ、加入を証明する保険証書の写しを機構に提出しなければならない。

2 受入開始時点において、証書の提出がない場合、又は必要な保険に加入している事実が確認できないと機構が判断したときは、学生の受入れを中止又は延期するものとする。

(受入れの中止)

第 15 条 機構は、次の各号に該当すると認める場合は、学生の受入れを中止することができる。

- (1) 学生自身が、本協定その他受入れにあたって遵守すべき機構の諸規定又は受入れにあたって機構に提出した誓約書の内容に違反したと認められる場合。
- (2) 受入れにあたって機構に提出した書類に虚偽があった場合又は必要な文書の未提出の場合。
- (3) 大学が、本協定に違反したと認められる場合。
- (4) 学生が、大学の学生の身分を失った場合。
- (5) 学生が、休学、留学等の理由により大学における教育及び研究を中断した場合。
- (6) 大学又は学生本人から、受入れ中止の申し出があり、やむを得ない事由によるものと認められる場合。
- (7) 受入れを行う職員（連携教員）の異動等により、機構での受入れ体制が維持できない場合。
- (8) その他学生が機構の活動に支障を及ぼし、機構の財産及び信用等に損害を与えるなど、機構における指導を受けることが適当でないと認められるとき。

(協定に定めない事項)

第 16 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた事項については、必要に応じてその都度、大学と機構が協議の上、見直し又は決定するものとする。

(有効期間)

第 17 条 本協定の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了前までに双方が合意したときは、5 年間に限り有効期間を延長できるものとし、以降についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定に基づき教育研究指導等を受ける学生が大学に在籍しなくなる日までの間、本協定はなお存続するものとする。

3 前二項の定めにかかわらず、本協定の第 10 条の知的財産権の帰属に関する定め及び第 11 条の守秘義務に関する定めは、本協定の有効期間終了後又は解除後も引き続き有効とするものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、大学と機構がそれぞれ署名捺印の上、双方各 1 通を保有する。

令和 3 年 2 月 1 日

長野県松本市旭 3-1-1

信州大学

大学院総合医理工学研究科長

下坂 誠

大学院総合理工学研究科長

下坂 誠

東京都調布市深大寺東町 7-44-1

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

理事長

山川 宏